



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
8 月 15 日 (金)
第 630 号

目 次

告 示

○建築基準法による道路の指定..... 653

公 告

○令和 7 (2025) 年度クリーニング師試験の実施..... 653

○農地を利用する権利の設定の裁定の申請..... 655

○開発行為の工事完了..... 657

労働委員会

○あっせん員候補者の委嘱..... 658

告 示

栃木県告示第379号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定により次のとおり道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、栃木県県土整備部建築指導課に備え、縦覧に供する。

令和 7 (2025) 年 8 月 15 日

栃木県知事 福 田 富 一

道 路 の 種 類	道 路 の 位 置	道 路 の 延 長 及 び 幅 員	指 定 年 月 日
法第42条第1項第4号 の規定による道路	栃木県芳賀郡茂木町大字三坂字シノ添160- 1 の一部ほか	延長 134.3m 幅員 8.0m	令和 7 (2025) 年 8 月 7 日

(建築指導課)

公 告

○令和 7 (2025) 年度クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条の規定による令和 7 (2025) 年度クリーニング師試験を次のとおり実施するので、クリーニング業法施行細則（昭和33年栃木県規則第78号）第4条の規定により公告する。

令和 7 (2025) 年 8 月 15 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 試験の日時及び場所

試 験 年 月 日	令和 7 (2025) 年 11 月 16 日 (日)
試 験 開 始 時 間	学科試験 午前 10 時 (集合時間：午前 9 時 30 分) 実技試験 午後 1 時
試 験 会 場	栃木県庁研修館 (宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号)

※ 荒天などの影響により試験日程等が変更又は中止となった場合は、栃木県公式ホームページで周知予定。

2 試験科目

学科試験 (60分)	ア 衛生法規に関する知識 イ 公衆衛生に関する知識 ウ 洗たく物の処理に関する知識
実地試験	ア 鑑定試験 薬品の鑑定 (10分) 繊維の鑑定 (5分) イ 技能試験 アイロン仕上げの技能 (8分)

3 出願期間

令和 7 (2025) 年 10 月 1 日 (水) から同月 3 日 (金) まで

(郵送による場合は、令和 7 (2025) 年 10 月 3 日 (金) までの消印があるものに限り受け付ける)

4 出願場所

県内居住者 (宇都宮市を除く)	その居住地を管轄する健康福祉センター (※)
宇都宮市内居住者	宇都宮市保健所
県外居住者	栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課

※ 矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町及び那珂川町居住者は、その居住地を管轄する健康福祉センターではなく県北健康福祉センターを出願場所とする。

5 受験資格

- (1) 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 57 条 (高等学校の入学資格) に規定する者
- (2) 旧国民学校令 (昭和 16 年勅令第 148 号) による国民学校の高等科を修了した者
- (3) 旧中等学校令 (昭和 18 年勅令第 36 号) による中等学校の 2 年の課程を終わった者
- (4) クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令 (昭和 30 年厚生省令第 21 号) 附則第 2 項に規定する者
((1) から (3) までに掲げる者と同等以上の学力があると認められる者)

6 提出書類

受験を希望する者は、次の (1) から (6) までの書類を提出すること。なお、受験願書及び受験票は、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課、最寄りの健康福祉センター (※) 及び宇都宮市保健所で配布するものを使用すること。

※ 矢板健康福祉センター、烏山健康福祉センターを除く。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
- (3) 受験資格を証する書類 (卒業証明書等)
最終学歴の中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、高等専門学校、短期大学、大学のいずれかの卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は中等教育学校の前期課程を修了したことを証する書類
ア 卒業証書の写しを提出する場合は、その原本も併せて持参すること。
イ 卒業証明書等の氏名が現在の氏名と異なっている場合は、戸籍謄 (抄) 本を提示すること。
- (4) 受験票
- (5) 写真 (出願前 6 か月以内に撮影した、脱帽、上半身正面向き、縦 4.5cm 横 3.5cm のものを受験票に貼付すること)
- (6) 85 円切手 (郵送料として、受験票に貼付すること)

7 受験手数料

7,000 円を栃木県収入証紙により納付すること (受験願書に貼付し、消印をしないこと)。

※ 体調不良などで試験を欠席した場合でも、栃木県手数料条例 (昭和 31 年栃木県条例第 1 号) 第 7 条の規定により受験手数料は返還しない。

8 受験票の送付

11月4日(火)までに到着するよう送付する。到着しない場合は、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課まで連絡すること。

9 合格者の発表

- (1) 令和 7 (2025) 年 12 月 5 日 (金) 午前 11 時に県庁本館正面道路東側屋外掲示板、各健康福祉センター、宇都宮市保健所に合格者受験番号を掲示する。
- (2) 栃木県公式ホームページに合格者受験番号を掲載する。
- (3) 合格者には、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課から書面により通知する。
- (4) 合否について電話での問合せには一切応じない。

10 その他

- (1) 受験者本人は、令和 7 (2025) 年 12 月 5 日 (金) から令和 8 (2026) 年 1 月 5 日 (月) の期間、科目別得点を栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課において口頭請求できる。この場合、本人であることを証明できる書類(受験票、顔写真付きの身分証明書等)を持参し、提示すること。
- (2) 受験願書及び受験票の郵送を希望する者は、返信用封筒(規格(長 3)の封筒に、宛先を明記の上、110 円分の切手を貼付すること。)を同封の上、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課宛て請求すること。
※ 郵便料金が不足する場合は、不足料金受取人払にて発送する。
- (3) 試験当日は、受験票、筆記用具(鉛筆、消しゴム等)及び昼食を持参すること。
※ 技能試験で使用するワイシャツは会場に準備するので、受験者による持参は不要。
使用するワイシャツは、白無地、綿 55% ポリエステル 45%、長袖、シングルカフス、背中にタックが 2 本(サイドタックのもの)。
- (4) 身体に障害等があり、受験に際して特別な配慮を必要とする者は、出願前に、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課宛て連絡すること。
- (5) 試験当日、発熱等の症状が見られるなど、体調不良の場合は受験を控えること。
- (6) その他、不明な点は次に問い合わせること。

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号

栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課 生活衛生・動物愛護担当

電話 028-623-3110

(医薬・生活衛生課)

○農地を利用する権利の設定の裁定の申請

農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 41 条第 1 項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関し裁定の申請があったので、同条第 2 項において読み替えて準用する同法第 38 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 (2025) 年 8 月 15 日

栃木県知事 福田 富一

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所 在 及 び 地 番	地目	面積(登記)(平方メートル)
栃木市岩舟町古江字砂子田 15 番 2	田	2,296.00
栃木市岩舟町古江字柳原 37 番 1	田	482.00
栃木市岩舟町古江字柳原 37 番 2	田	588.00
栃木市岩舟町古江字柳原 37 番 3	田	468.00
栃木市岩舟町古江字前田 78 番 2	田	551.00
栃木市岩舟町古江字前田 83 番	田	3,096.00 (1,096.00)
栃木市岩舟町古江字前田 104 番 1	田	601.00
栃木市岩舟町古江字前田 147 番 2	田	435.00

栃木市岩舟町古江字久保310番	田	562.00
栃木市都賀町家中字中荒井裏3336番 1	田	343.00
栃木市都賀町家中字中荒井裏3336番 4	田	416.00
栃木市都賀町家中字中荒井裏3337番 1	田	477.00
栃木市都賀町家中字中荒井裏3337番 3	田	373.00
栃木市都賀町家中字中荒井裏3347番 1	田	1,021.00
栃木市都賀町家中字中荒井裏3350番	田	1,259.00
栃木市都賀町家中字中荒井3481番	田	1,137.00
栃木市都賀町家中字元八幡3407番	畑	644.00
栃木市都賀町家中字中荒井3421番 1	田	581.00
栃木市都賀町家中字中荒井3421番 2	田	132.00
栃木市都賀町家中字中荒井3422番 1	田	1,206.00
栃木市都賀町家中字中荒井3423番	田	191.00
栃木市都賀町家中字中荒井3424番	田	155.00
栃木市都賀町家中字中荒井3425番 1	田	28.00
栃木市都賀町家中字中荒井3426番 1	田	331.00
栃木市都賀町家中字中荒井3427番 1	畑	591.00
栃木市都賀町家中字中荒井3427番 2	田	36.00
栃木市都賀町家中字中荒井3428番 1	田	597.00

2 申請に係る農地の利用の現況

現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

当該農地は地域計画区域内の農地であり、農地中間管理機構が定める農地中間管理事業規程第4条第1項第1号の規定に基づく基準に適合するため。

5 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農 地 の 所 在 及 び 地 番	利 用 権 の 始 期	存続期間	借賃に相当する 補償金の額
栃木市岩舟町古江字砂子田15番 2	令和 7 (2025) 年 10月 1 日	5 年 3 か月	45,395円
栃木市岩舟町古江字柳原37番 1			
栃木市岩舟町古江字柳原37番 2			
栃木市岩舟町古江字柳原37番 3			
栃木市岩舟町古江字前田78番 2			
栃木市岩舟町古江字前田83番			
栃木市岩舟町古江字前田104番 1			
栃木市岩舟町古江字前田147番 2			

栃木市岩舟町古江字久保310番			
栃木市都賀町家中字中荒井裏3336番 1	令和 7 (2025) 年 10月 1 日	3 年 3 か月	15,078円
栃木市都賀町家中字中荒井裏3336番 4			
栃木市都賀町家中字中荒井裏3337番 1			
栃木市都賀町家中字中荒井裏3337番 3			
栃木市都賀町家中字中荒井裏3347番 1			
栃木市都賀町家中字中荒井裏3350番			
栃木市都賀町家中字中荒井3481番			
栃木市都賀町家中字元八幡3407番	令和 7 (2025) 年 10月 1 日	5 年 3 か月	22,460円
栃木市都賀町家中字中荒井3421番 1			
栃木市都賀町家中字中荒井3421番 2			
栃木市都賀町家中字中荒井3422番 1			
栃木市都賀町家中字中荒井3423番			
栃木市都賀町家中字中荒井3424番			
栃木市都賀町家中字中荒井3425番 1			
栃木市都賀町家中字中荒井3426番 1			
栃木市都賀町家中字中荒井3427番 1			
栃木市都賀町家中字中荒井3427番 2			
栃木市都賀町家中字中荒井3428番 1			

6 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和 7 (2025) 年 8 月 29 日

(2) 提出先

栃木県農政部農政課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の申請に係る農地の利用状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

(農政課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 (2025) 年 8 月 15 日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
さくら市喜連川字辻畑4120番1、4124番5の一部、4131番1、4131番8、4135番、4136番、4136番2	石川県白山市松本町2512番地	株式会社クスリのアオキ
塩谷郡高根沢町大字宝積寺字笹山1857番1	宇都宮市平松4丁目6番11号	伊 藤 秀 昭

(都市政策課)

労 働 委 員 会

栃木県労働委員会告示第2号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定により、次の者をあっせん員候補者として委嘱したので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により公示する。

令和 7 (2025) 年 8 月 15 日

栃木県労働委員会会長 橋 本 賢 二 郎

氏 名	職 業	閲 歴	委 嘱
石 松 英 昭	栃木県労働委員会委員（公益委員）	栃木県国体・障害者スポーツ大会局長	令 和 7 (2025). 7.28
橋 本 賢二郎	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	日本弁護士連合会副会長	平 成 28 (2016). 11.2
杉 田 明 子	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	栃木県弁護士会会長	平 成 27 (2015). 7.24
平 山 真 理	白鷗大学教授 栃木県労働委員会委員（公益委員）	白鷗大学准教授	令 和 7 (2025). 7.28
安 田 真 道	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	栃木県弁護士会会長	令 和 5 (2023). 7.28
鈴 木 正	J A M北関東栃木県連絡会副事務局長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	J A M北関東副書記長	平 成 29 (2017). 7.25
森 田 了 介	U A ゼンセン栃木県支部支部長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	U A ゼンセン常務中央執行役員	令 和 5 (2023). 7.28
中 島 一 実	日本労働組合総連合会栃木県連合会会長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	自動車総連栃木地方協議会議長	令 和 7 (2025). 7.28

丹 和 子	日本労働組合総連合会栃木県連合会女性委員会顧問 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	日本労働組合総連合会栃木県連合会副会長、女性委員会委員長	令 和 7 (2025) . 7 . 28
相 羽 加津美	情報産業労働組合連合会栃木県協議会議長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	情報産業労働組合連合会栃木県協議会事務局長	令 和 5 (2023) . 1 . 12
糸 川 英 一	北関東総合警備保障株式会社専務取締役 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	北関東総合警備保障株式会社常務取締役	令 和 元 (2019) . 7 . 25
鈴 木 達 朗	一般社団法人栃木県経営者協会専務理事 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	株式会社足利銀行馬頭支店長	令 和 6 (2024) . 8 . 1
名 村 史 絵	三信電工株式会社代表取締役 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	三信電工株式会社取締役副社長	令 和 5 (2023) . 7 . 28
市 川 剛 久	仙波糖化工業株式会社取締役管理本部長 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	仙波糖化工業株式会社取締役総務部長	令 和 3 (2021) . 7 . 26
鍋 島 明 子	社会保険労務士法人鍋島事務所所長 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	社会保険労務士法人鍋島事務所社員	令 和 3 (2021) . 7 . 26
高 橋 一 貴	栃木県労働委員会事務局長	栃木県保健福祉部次長兼保健福祉課長	令 和 7 (2025) . 4 . 3
駒 場 広 行	栃木県労働委員会事務局審査調整課長	栃木県経営管理部安足県税事務所長	令 和 6 (2024) . 4 . 4
斎 藤 香	栃木県労働委員会事務局審査調整課長補佐 （総括）（審査調整担当）	栃木県産業労働観光部労働政策課長補佐（産業人材育成担当）	令 和 7 (2025) . 4 . 3